

令和8年9月以降の浜松市における「休日の部活動の地域移行」イメージ図

平日

◎平日の学校部活動は継続

学校部活動

その学校の
生徒が参加

【位置付け】学校教育の一環

指導者	教員・部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○学校部活動として大会に参加することは可能



【地域クラブ活動の基本理念】浜松市は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現(持続可能な活動環境の構築)を目指します。

生徒が自由に活動を選択できます



休日

◎休日は「地域クラブ活動」へ移行

(体制が整わない場合は、「部活動指導員による学校部活動」を経て地域クラブ活動へ移行)

地域クラブ活動

どの学校の生徒
でも参加可能

【位置付け】社会教育の一環

運営団体 実施主体	中学校地域クラブ、スポーツ協会加盟団体、NPO法人、吹奏楽連盟加盟団体、総合型地域スポーツ・文化クラブ、民間事業者 等
指導者	地域住民、指導を希望する教員(兼職兼業等)、運営団体・実施主体が派遣する指導者 等
場所	学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設 等
費用	会費、用具代、交通費 等
補償	各種保険 等



学校部活動

その学校の
生徒が参加

指導者	部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○部活動指導員は、単独の指導・引率が可能な市の会計年度任用職員

中学校は、学校運営協議会等で「休日の部活動の地域移行のあり方」について継続的に協議する。



浜松市
中学校部活動



スポーツ庁・文化庁
ガイドライン